

<藤田委員提出資料>

総合評価式でも談合

公取、三十数社に課徴金へ

山梨県が発注した土木工事の入札で談合を繰り返していたとして、公正取引委員会は、同県内の建設会社三十数社に、独占禁止法違反(不当な取引制限)で総額約7億円の課徴金の納付を命じる方針を決めた。入札価格と合わせて技術力なども評価し、落札者を決める総合評価でも、提出する文書の内容を調整していたという。

関係者によると、公取委が談合を認定したのは、山梨県建設業協会の塩山、石和両支部に所属する山梨市、甲州市、笛吹市などの建設会社。

遅くとも2006年ごろから、両支部などでそれぞれ話し合い、落札予定社を決めていたとされる。

総合評価方式の入札は、一般競争入札が主流になって進んだ低価格での落札や、工事の質の低下を防ぐため全国の自治体に広まった。

山梨県によると、同方式を07年度に導入。入札価格だけで判断するのではなく、県が企業の技術力や信頼性、過去の実績、地域への貢献度などを点数化し、最も高評価を受けた業者が落札する。入札に参加する他社の評価点を予測

しにくいことから、談合の防止に効果があるという。

しかし、関係者によると、談合していたとされる各社は、話し合いで決めた落札予定社が作成した総合評価関連の文書を見て、自社の文書の劣る内容にしたり、自社の評価があえて低くなるよう簡単な内容にしたりして応札していたという。

一方、談合に加わっていたとされた建設会社の関係者は「総合評価では自社の点数であつても完全には予測できず、談合はできない」と反論している。(小島寛明)